

## 最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

- 1 最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定等の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

最低賃金は、この目的を達成するに足る水準でなければならない。

- 2 北海道地方最低賃金審議会は、平成28年8月5日、北海道最低賃金（時間額764円）を22円引き上げて786円に改定決定することが適当であると北海道労働局長に答申した。

しかし、これでは労働者の生活の安定を達成するに足る水準とは言い難い。すなわち、この水準では、フルタイム（週40時間、年間52週）で働いても、月収約13万6000円、年収約160万円にしかならない。これでは、単身者が生活するのも精一杯であろうし、家庭を持つことはなおさら困難である。

また、広大な面積を有する一方、公共交通機関が十分に発達していない道東地域では、日々の生活に自動車が欠かせないが、この収入では自動車の購入及び維持もままならず、冬期間の暖房費を十分に工面することも困難である。

最低賃金は、少なくともフルタイムで働いた場合に人たるに値する生活ができる水準でなければならない、そのためには最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

- 3 近年、いわゆるワーキングプア（年収200万円以下の労働者）が常態化し、平成24年度にはワーキングプアが1000万人を超えるに至っている。また、非正規労働者が全労働者の4割に達し、非正規労働者の7割は女性労働者である。このような状態では、国民経済の健全な発展は望めない。

このような貧困問題及び男女間賃金格差を解消し、国民経済の健全な発展を図るためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

- 4 したがって、北海道地方最低賃金審議会は、労働者の生活の安定等を確保し、国民経済の健全な発展を図るべく、北海道の地域別最低賃金の大幅な引き上げを図るべきである。

2016（平成28年）9月9日

釧路弁護士会

会長 武部雅充